

「区政会議」の基礎知識



区政会議とは・・・

区長が、区の施策・事業について、その
計画段階から幅広い区民の方々の意見を聴き、
適宜**区政に反映**させるための会議です。

(参考)

区政会議の基本となる事項に関する条例

第2条

「区長、区シティマネージャー及び教育委員会事務局区担当次長(以下単に「区長」という。)の所管に属する事業(以下「基礎自治に関する施策等」)について、

立案段階から意見を把握し適宜これを反映させる とともに、

その実績及び成果の評価にかかる意見を聴く

ことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議をいう。」

次のような事についてご意見をお聞きします。



① 区の運営方針の策定

② 区の予算

③ 区の運営方針の評価

④ 区の総合的な計画(区将来ビジョンなど)

+

⑤ その他区長が必要と認める事項

いただいたご意見に対して区長は・・・

区政会議における委員の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講じることとされている。

こんなご意見を待っています！

- 区役所が行っている取組み、こんな工夫をしたらよくなるのでは？
- 区役所が行おうとしている改善策、ちょっと違うんじゃない？

(参考)いただいたご意見の運営方針・予算への反映事例

H30大阪府北部地震、台風21号の被害を受け、防災資機材の充実が必要ではないか。



令和元年度対応済
【ポータブル冷蔵庫・浄水器】

種花ボランティア活動に、熱中症対策としてお茶等を提供できないか。



令和元年度
対応済

区民ギャラリーを一般の方が自由に入って見られるように、1階にできないか。



令和元年度対応予定
【12月1Fに設置予定】

全体会議

- ・ 年3回開催予定(定数の半数以上の委員の出席が必要)

部会

- ・ 委員は必ず3つの部会のいずれかに所属。
- ・ 必要に応じて開催し、下記の事項について専門的な意見交換を行います。(昨年度は各2回ずつ開催)。

地域保健福祉部会	<ul style="list-style-type: none">・ 地域福祉力の向上・ 認知症への理解を深めるための取組・ 健康増進意識の向上
こども教育部会	<ul style="list-style-type: none">・ 切れ目のない子育て施策の推進・ 児童虐待防止対策・ こどもに寄りそう事業・ 生涯学習の推進・ 花と緑豊かな環境の推進・ 人権教育の推進・ 教育支援の充実
防災・防犯部会	<ul style="list-style-type: none">・ 防災意識の向上(自助)・ 地域防災・減災力の向上(共助)・ 区災害対策機能の強化(公助)・ 地域・関係機関と連携した防犯対策・ 地域・関係機関と連携した交通安全対策

区政会議は、公開で行われます。

開催の周知

- ・ 開催の1週間前までに開催日時・議題などが公表されます。
(庁舎前の掲示・ホームページ掲載・報道発表)

傍聴・取材

- ・ 誰でも傍聴することができます(定員:10名)。
- ・ 市議員が出席し、助言を行うことができます。
- ・ マスコミの取材が入ることがあります。

会議録の公開

- ・ 会議終了後、議事録・議事要旨・会議資料が区ホームページに掲載されます。

定員

- ・ 鶴見区では25名(区によって異なります)。

構成

- ・ 地域活動協議会から推薦を受けた委員(12名)。
- ・ 地域団体から推薦を受けた委員(8名)。
- ・ 公募により選定された委員(5名)。

議長・副議長

- ・ 議長・副議長は委員の互選により選任します。

任期、再任の制限

- ・ 任期は2年間
(今回の任期は、令和元年10月1日～令和3年9月30日)。
- ・ 3期連続で就任することはできません。

2年間、
よろしく願いいたします。

